

令和4年8月29日  
原子力規制庁  
検査監督総括課

- 電力共通研究成果の閲覧について

原子力規制検査において、安全に関する確認を行う中で、技術的根拠として使用しているものについては発電所内での閲覧（提示）を求める。上記内容について可能であれば、予め包括的な合意を文書化して、双方の業務の効率化を図りたい。

- 事業者における内部通報情報への取扱いについて

規制当局として、内部通報情報には原子力安全にかかわらない情報も多く含まれていると考えられることから、基本的には内部通報情報の直接の閲覧を求めないこととしたい。

一方、各事業者が当該情報の対応を検討する際、原子力安全の観点から精査する運用となっており、関係するものは漏れなくCR（コンディションレポート）に拾い上げる仕組みとなっているか確認したい。

- JANSI ピアレビュー報告書の閲覧について

以下を主な閲覧に関する条件とした上で、原子力規制検査における閲覧について、引き続き議論したい。

- ・ 原子力規制庁は、JANSIピアレビュー報告書を検査指摘事項の根拠として使用しない。
- ・ 情報は非公開とし、限定された者に限り閲覧する。

また、当該報告書の原子力規制検査における閲覧に関して、JANSIとWANOとの関係性を確認したい。例えば当該報告書の閲覧に関してWANOとの合意は必要なのか。またWANOの合意が必要な部分とJANSIの合意のみで良い部分を分離すること等は可能か。